

契約保証金等の取扱いについて

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び建設関連維持管理業務における契約保証金等の取扱いについては、次のとおりといたします。

1 契約保証金等について

島原市との契約の締結に当たっては、契約金額が130万円を超える場合、原則として契約保証金の納付などの履行保証が必要となります。

2 履行保証の内容

契約の締結に際し、契約金額の100分の10（1円未満の端数切り上げ）以上の履行保証が必要となります。受注者は、次のいずれかに掲げる履行保証を、契約締結の日までに付していただく必要があります。

- ① 契約保証金
- ② 有価証券（利子国債又は地方債）
- ③ 金融機関の保証（債務不履行時の損害金の支払い保証）※1
- ④ 保証事業会社の保証（債務不履行時の損害金の支払い保証）※2
- ⑤ 公共工事履行保証証券
- ⑥ 履行保証保険

3 具体的な手続き

（1）現金で契約保証金を納付する場合

- ア 納付書を作成しますので、落札後速やかに契約管財課までご連絡ください。
- イ 納付書での納付後、会計課にて「保管証書」が発行されますので、契約書とともに提出してください。「保管証書」の原本は、コピーを取った後速やかに返却します。
- ウ 納入された契約保証金は、履行完了後の検査に合格した後、所定の手続きを経て還付します。その際、「保管証書」が必要となりますので大切に保管してください。

（2）有価証券を提供する場合

- ア 有価証券は、額面金額が、契約金額の100分の10（1円未満の端数切り上げ）以上のものを提供してください。
- イ 市側の受入れ準備があるため、落札後速やかに契約管財課までご連絡ください。その後、契約書とともに有価証券（証券は現物に限る。）を持参してください。
- ウ 有価証券を持参後、有価証券の受領手続きを行い「預かり証」を発行します
- エ 提供された有価証券は、履行完了後の検査に合格した後、所定の手続きを経て還付します。その際、「預かり証」が必要となりますので大切に保管してください。

（3）金融機関の保証を提供する場合

- ア 契約書とともに金融機関が発行する保証書（原本に限る。）を提出してください。提出後に「預かり証」を発行します。

イ 保証書の内容は、次の要件を満たす必要があります。

- I 名あて人が、発注者（島原市長）であること。
- II 保証人が「金融機関」であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- III 保証委託者が、受注者であること。
- IV 保証の内容が、発注者と受注者間の契約による債務の不履行により生ずる損害金に対する支払保証であること。
- V 保証の対象となる契約の件名が、契約書記載の件名と同一であること。
- VI 保証限度額が、契約金額の 100 分の 10（1 円未満の端数切り上げ）以上の額であること。
- VII 保証期間が、履行期間を含むものであること。
- VIII 保証債務履行の請求の有効期限が、保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ウ 提出された保証書は、履行完了後の検査に合格した後、所定の手続きを経て還付します。その際、「預かり証」が必要となりますので大切に保管してください。

(4) 保証事業会社の保証を提供する場合

ア 契約書とともに保証事業会社が発行する保証証書（原本に限る。）を提出してください。

イ 保証証書の内容は、次の要件を満たす必要があります。

- I 名あて人が、発注者（島原市長）であること。
- II 保証人が「保証事業会社」であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- III 保証委託者が、受注者であること。
- IV 保証の内容が、発注者と受注者間の契約による債務の不履行により生ずる損害金に対する支払保証であること。
- V 保証の対象となる契約の件名が、契約書記載の件名と同一であること。
- VI 保証限度額が、契約金額の 100 分の 10（1 円未満の端数切り上げ）以上の額であること。
- VII 保証期間が、履行期間を含むものであること。
- VIII 保証債務履行の請求の有効期限が、保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

(5) 公共工事履行保証証券を提供する場合

ア 契約書とともに保険会社が発行する公共工事履行保証証券（原本に限る。）を提出してください。

イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証するものです。

ウ 公共工事履行保証証券の内容は、次の要件を満たす必要があります。

- I 債権者が、発注者（島原市長）であること。
- II 保証人の記名・押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- III 債務者が、受注者であること。
- IV 主契約の内容としての契約名が、契約書記載の件名と同一であること。

V 保証金額が、契約金額の 100 分の 10（1 円未満の端数切り上げ）以上の額であること。

VI 保証期間が、履行期間を含むものであること。

(6) 履行保証保険証券を提供する場合

ア 契約書とともに保険会社が発行する履行保証保険証券（原本に限る。）を提出してください。

イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険です。

ウ 履行保証保険は、定額てん補方式にて申し込んでください。

エ 履行保証保険証券の内容は、次の要件を満たす必要があります。

I 被保険者が、発注者（島原市長）であること。

II 保険会社の記名・押印（印刷済みのものを含む。）があること。

III 保険契約者が、受注者であること。

IV 契約の内容としての契約名が、契約書記載の件名と同一であること。

V 保証金額が、契約金額の 100 分の 10（1 円未満の端数切り上げ）以上の額であること。

VI 保証期間が、履行期間を含むものであること。

4 契約金額の増額変更時の取扱い

契約金額が当初契約金額から 2 倍以上の増額変更を行う場合で、既納の契約保証金等が増額変更後の契約金額の 100 分の 10 未満となる場合は、契約保証金等を増額変更後の契約金額の 100 分の 10 以上となるよう増額してください。

ただし、契約金額の増額変更が工期末に行われる等の場合で、発注者が契約保証金等の増額変更を要しないと認めた場合は、この限りではありません。（2 倍未満の増額変更等の契約保証金の増額変更を要しない場合においても、個々の保証契約の約款等により必要な処理もあるため、その事務処理については保険会社等の指示に従ってください。）

5 工期延長時の取扱い

契約保証金等が金融機関の保証（2③）、保証事業会社の保証（2④）又は公共工事履行保証証券（2⑤）による場合は、工期延長に応じた保証期間の延長手続きをしてください。（保険会社等に対する連絡が事後になった場合、保証期間に空白期間が生じ、保証金の支給に支障が出ることもありますのでご注意ください。）

ただし、保証事業会社の保証（2④）の場合であっても、西日本建設業保証(株)による保証の場合は、保証期間は工事が完成するまで存するため、変更手続きは要しません。

また、履行保証保険（2⑥）の場合についても、保険期間は工事が完成するまで存するため、変更手続きを行う必要はありません。

【提出書類】

・金融機関の保証の場合：保証期間を延長する旨の「保証書」

・保証事業会社の保証の場合：保証期間を延長する旨の「保証証券」

※ 西日本建設業保証㈱による保証の場合を除く。

・公共工事履行保証証券の場合：保証期間を延長する旨の「異動承認書」

6 債務不履行時の取扱い

債務不履行があった場合など、受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、履行保証として提供された契約保証金、有価証券、損害保険金などは地方自治法第234条の2第2項により島原市に帰属します。また、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収します。

※1. 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合）をいいます。

※2. 「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する前払金保証事業を営む会社をいいます。具体的には、西日本建設業保証㈱、東日本建設業保証㈱及び北海道建設業保証㈱です。